

中間市における
人事行政の運営等の状況

令和 7 年 12 月

中間市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	39,458	18,689,717	690,241	3,244,508	17.4	16.1

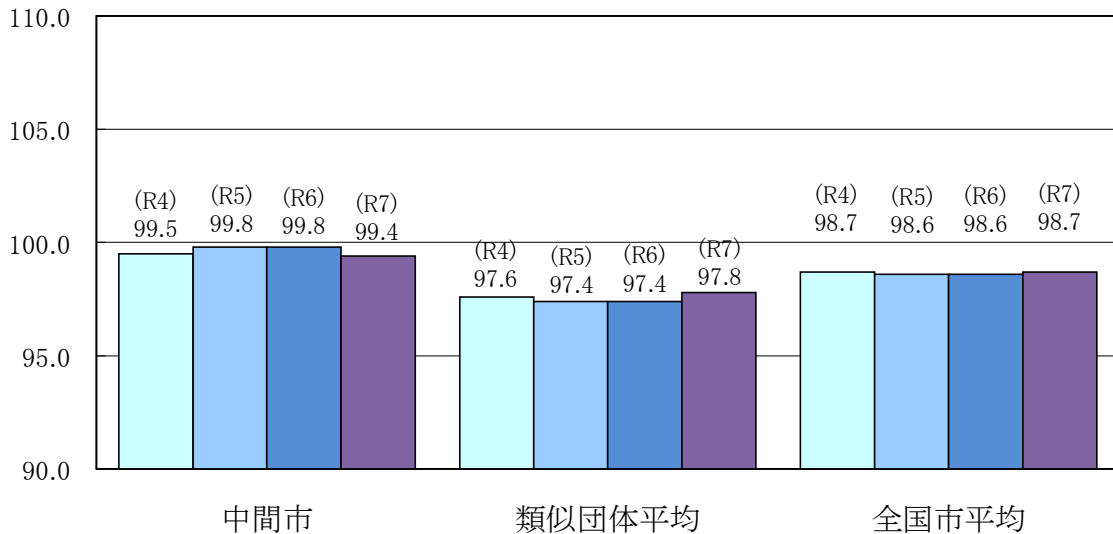
- (注) 1 普通会計とは、一般会計に地域下水道事業特別会計、公共用地先行取得特別会計、住宅新築資金等特別会計を合算したものです。
 2 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	※(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
6年度	319 (1)	1,254,933	226,596	517,650	1,999,179	6,267	6,072

- (注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 職員数の()内の数値は暫定再任用職員(短時間勤務)の人数で外数です。
 4 給与費には、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、中間市においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	—	2%	4%
中間市の支給割合	—	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中間市	42.4 歳	330,513 円	389,193 円	363,686 円
※福岡県	41.7 歳	327,929 円	425,678 円	369,100 円
※国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
※類似団体	42.3 歳	325,047 円	385,324 円	355,048 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中 間 市	54.1 歳	1 人	387,600 円	387,600 円	387,600 円
うち用務員	54.1 歳	1 人	387,600 円	387,600 円	387,600 円
うちその他	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
※福岡県	56.6 歳	274 人	324,569 円	376,649 円	352,782 円
※国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円
※類似団体	53.3 歳	10 人	308,699 円	337,304 円	323,663 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 民間データとして、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータがありますが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、公務員データと完全に一致しているものでないため掲載しません。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		中間市	※福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	194,500 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,320 円	365,700 円	384,675 円	399,380 円
	高校卒	255,400 円	347,550 円	372,000 円	— ※ 円
技能労務職	高校卒	— ※ 円	— ※ 円	— ※ 円	— ※ 円
	中学卒	— ※ 円	— ※ 円	— ※ 円	— ※ 円

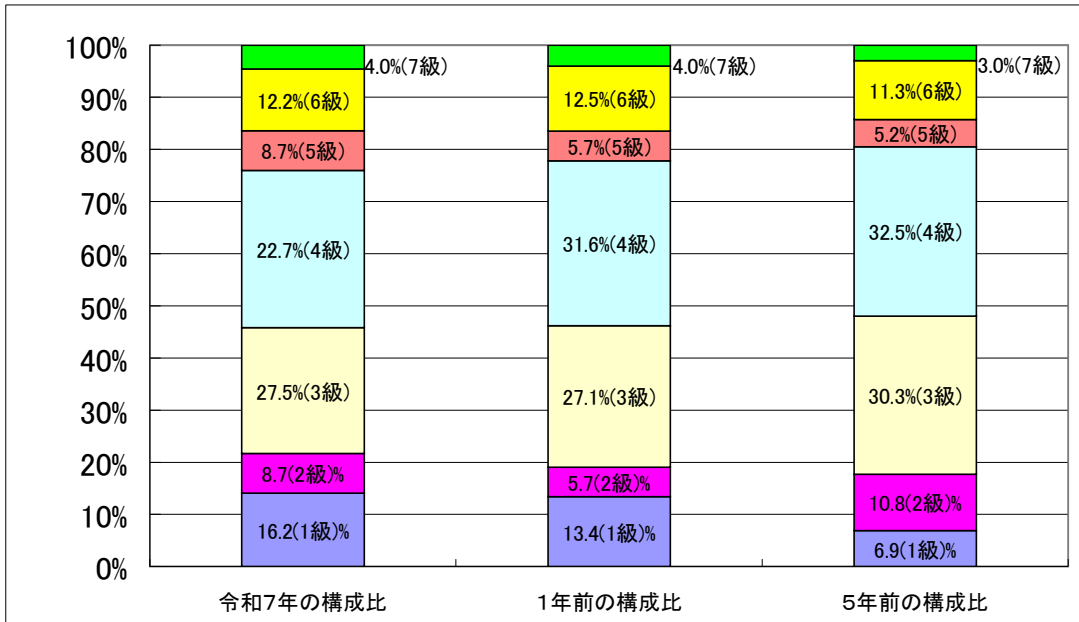
(注) ※該当する在職者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

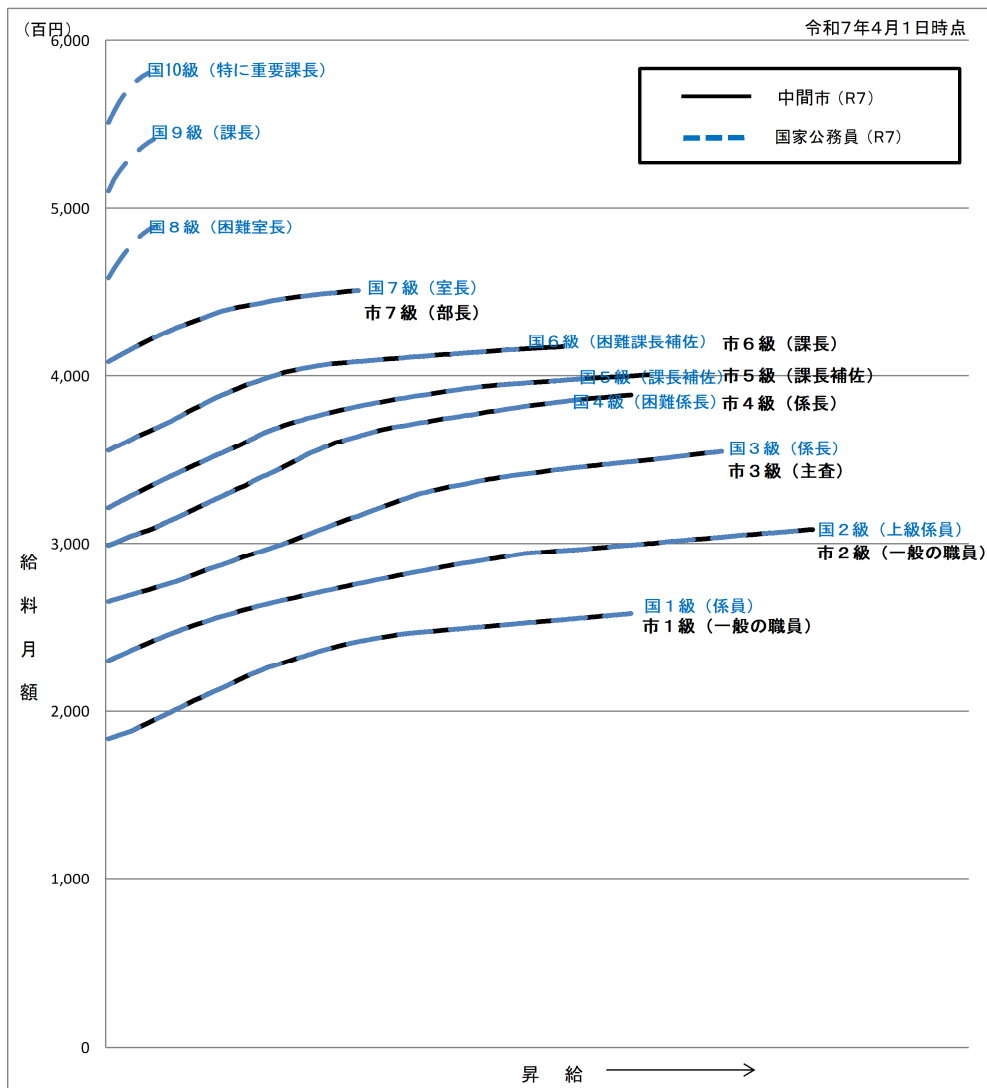
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・参事	12人	4.6%	408,300円	450,900円
6級	課長・主幹	31人	11.8%	355,200円	417,300円
5級	課長補佐・参事補・主査幹	20人	7.6%	321,300円	400,400円
4級	係長・主査	79人	30.2%	298,800円	388,500円
3級	主査	63人	24.1%	265,300円	354,700円
2級	一般の職員	20人	7.6%	230,000円	308,500円
1級	一般の職員	37人	14.1%	183,500円	258,100円

(注) 1 令和7年地方公務員給与実態調査に基づいています。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(中間市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中 間 市	※ 福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,597 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,731 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10% ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10% ~ 25%

(注) 1 ()内の数値は、暫定再任用職員に係る支給割合を示しています。

2 1人当たり平均支給額には、暫定再任用職員が含まれています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(中間市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

中 間 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
1人当たり平均支給額	自己都合 1,303 千円	定年・勸奨 23,747 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	357 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	357 千円
支給率	2 %
国基準の支給率	2 %

(注) 支給実績は令和6年4月1日付、福岡県への職員派遣(福岡市勤務)による支給分です。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	7,005 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	103,015 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(7年度)	20.9 %		
手当の種類(手当数)	8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税臨戸徴収手当	収納課職員	市税の臨戸徴収に専ら従事する職員	1日 160円
伝染病消毒手当	環境保全課職員	感染症発生の際、消毒に従事する職員	1日 200円
犬猫死体処理手当	環境保全課職員	犬猫等の死体処理に従事する職員	1体 450円
行路死亡人取扱手当	生活支援課職員	行路死亡人の取扱いに従事する職員	1回 1,800円
社会福祉業務手当	生活支援課職員	社会福祉主事の職務に従事する職員のうち、市長が指定するもの	月額 4,200円
消防夜間業務手当	消防本部職員	消防職員で夜間業務に従事する職員	1日 400円
消防火災出勤手当	消防本部職員	消防職員の機関員で、火災その他の災害出勤に従事した職員	1回 300円
救急出勤業務手当	消防本部職員	消防職員で救急出勤業務に従事する職員	1回 300円

(注) 平成18年4月から特殊勤務手当の見直しを行い、9種の手当の廃止と7種の手当額の削減を行っています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	78,236 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	301 千円
支給実績(5年度決算)	70,649 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	277 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円 子11,500円 父母等6,500円 16歳から22歳の子の加算5,000円	同	—	35,327 千円	245,326 円
住居手当	借家等に係る費用を負担している職員に月額27,000円を限度に支給 持家 不支給	同	—	23,872 千円	274,391 円
通勤手当	交通機関等を利用している職員に対して月額150,000円を限度に支給	同	—	16,043 千円	67,408 円
管理職手当	部長 給料月額×15% 課長 給料月額×12% 課長補佐 給料月額×9%	異	支給率	37,785 千円	629,750 円
休日勤務手当	休日に勤務した時間に対して1.35を乗じて支給する	同	—	18,593 千円	516,472 円

(注) 暫定再任用職員を含んでいます。

【参考】 平均的な職員の給与明細

●(一般行政職) 令和7年4月給与明細 (単位:円)

支給	給料	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	支給総額
	355,700	23,000	7,574	0	0	386,274

控除	所得税	市県民税	共済掛金(短期)	共済掛金(長期)	共済掛金(介護)
	10,460	23,800	20,166	37,620	3,047

厚生会費	組合費	控除総額	差引支給額
1,778	6,652	103,523	282,751

(注) 年齢41歳、子ども2人を扶養、通勤距離は2km未満、持家所有の職員

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	市長	888,000 円	※(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円/ 384,500 円
	副市長	724,000 円	816,000 円/ 594,000 円
報酬	議長	423,000 円	580,000 円/ 332,000 円
	副議長	381,000 円	510,000 円/ 295,000 円
	議員	355,000 円	480,000 円/ 270,000 円
期末手当	市長	(6年度支給割合)	
	副市長	2.95	月分
	議長	(6年度支給割合)	
	副議長 議員	2.95	月分
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	888,000円 × 510/100 × 4年	18,116 千円 任期毎
	副市長	724,000円 × 300/100 × 4年	8,688 千円 任期毎
	備考	平成18年4月1日より福岡県市町村職員退職手当組合へ加入	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

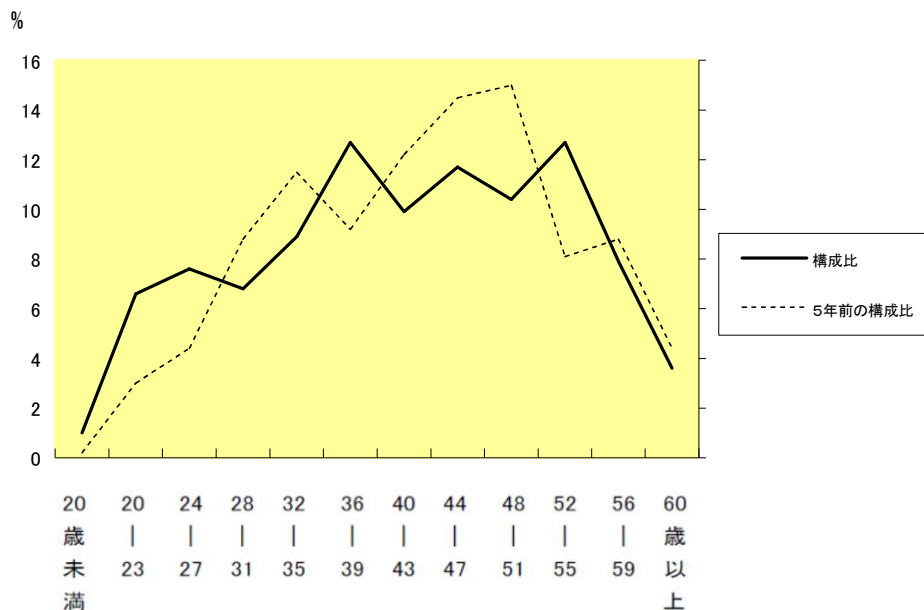
区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和6年	令和7年			
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6		
	総 務	87	90 (1)	3 (1)	公共施設マネジメントの強化
	税 務	25	26	1	賦課徴収業務の強化
	民 生	61	70 (1)	9 (1)	組織改編による課の新設
	衛 生	19	21	2	保健事業の強化
	農林水産	6	5	▲ 1	業務効率化に伴う減
	商 工	9	10	1	新規起業者の育成支援体制強化
	土 木	23	25	2	公園管理業務の強化
	小 計	236	253 (2)	17 (2)	
特 別 行 政 部 門	教 育	30 (1)	30	0 (▲ 1)	業務効率化に伴う減
	消 防	56	57	1	消防行政の充実
	小 計	86 (1)	87	1 (▲ 1)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	20	19 (1)	▲ 1 (1)	業務効率化に伴う減
	下水道	8	8		
	その他	27	26	▲ 1	業務効率化に伴う減
	小 計	55	53 (1)	▲ 2 (1)	
合 計	377 (1) [469]	393 (3) [469]	16 (2)	<参考> 人口1万当たり職員数 101.2 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 ()内は、暫定再任用職員(短時間勤務)の人数で外数です。

3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	26人	30人	27人	35人	50人	39人	46人	41人	50人	31人	14人	393人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	216	218	213	222	236	253	37 (17.1 %)
教育	31	31	31	29	30	30	▲1 (▲3.2 %)
消防	51	51	52	54	56	57	6 (11.8 %)
普通会計	298	300	296	305	322	340	42 (14.1 %)
公営企業等会計	136	56	55	54	55	53	▲83 (▲61.0 %)
総合計	434	356	351	359	377	393	▲41 (▲9.4 %)

(注) 各年における定員管理調査に基づいています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 953,156	千円 -21,798	千円 111,278	% 11.7	% 12.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	※(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	18 人 (1)	千円 73,854	千円 7,396	千円 30,028	千円 111,278	千円 6,182	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 職員数の()内の数値は暫定再任用職員(短時間勤務)の人数で外数です。
 4 給与費には、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.3 歳	347,557 円	491,770 円
※市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 「基本給」は、給料及び扶養手当の月額合算額で、「平均月収額」は平均年収額(期末・勤勉手当を含む)を12で除した額です。
 2 「基本給」、「平均月収額」は、暫定再任用職員(短時間勤務)を除いています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		※市町村平均	
1人当たり平均支給額(6年度)		1人当たり平均支給額(6年度)	
1,668 千円		1,593 千円	
(6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	—	
2.45 月分	2.05 月分		
(1.375)月分	(0.975)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
・役職加算 5% ~ 15%			

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
 2 暫定再任用職員を含んでいます。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

水 道 事 業		※市町村平均	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 7,848 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	0 千円
支給率	2 %
国基準の支給率	2 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	2,394 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	160 千円
支給実績(5年度決算)	1,917 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	128 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円 子11,500円 父母等6,500円 16歳から22歳の子の加算5,000円	同	—	2,433 千円	202,760 円
住居手当	借家等に係る費用を負担している職員に月額27,000円を限度に支給 持家 不支給	同	—	401 千円	200,700 円
通勤手当	交通機関等を利用している職員に対して月額150,000円を限度に支給	同	—	724 千円	48,280 円
管理職手当	局長 給料月額×15% 課長 給料月額×12% 課長補佐 給料月額×9%	同	—	1,443 千円	481,038 円

(注) 1 夜間勤務手当は平成22年4月1日から浄水場の業務を一部民間委託したため支給がなくなりました。

2 暫定再任用職員を含んでいます。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 1,346,591	千円 2,225	千円 42,914	% 3.2	% 3.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A		※(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円	
6年度	8 人 (0)	千円 27,814	千円 3,244	千円 11,856	千円 42,914	千円 5,364	千円 6,187	

- (注) 1 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用
 短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 職員数の()内の数値は暫定再任用職員(短時間勤務)の人数で外数です。
 4 給与費には、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、
 会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	42.0 歳	342,716 円	481,005 円
※市町村平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 「基本給」は、給料及び扶養手当の月額を合算額で、「平均月収額」は平均年収額(期末・勤勉手当を含む)
 を12で除した額です。
 2 「基本給」、「平均月収額」は、暫定再任用職員(短時間勤務)を除いています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業		※市町村平均	
1人当たり平均支給額(6年度)		1人当たり平均支給額(6年度)	
1,482 千円		1,562 千円	
(6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	—	
2.45 月分	2.05 月分		
(1.375)月分	(0.975)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
・役職加算 5% ~ 15%			

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
 2 暫定再任用職員を含んでいます。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

下 水 道 事 業		※市町村平均	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円 - 千円	1人当たり平均支給額	6,120 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後
 その者の非違によることなく退職した場合があります。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	0 千円
支給率	2 %
国基準の支給率	2 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	728 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	121 千円
支給実績(5年度決算)	566 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	94 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円 子11,500円 父母等6,500円 16歳から22歳の子の加算5,000円	同	—	897 千円	224,000 円
住居手当	借家等に係る費用を負担している職員に月額27,000円を限度に支給 持家 不支給	同	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	交通機関等を利用している職員に対して月額150,000円を限度に支給	同	—	273 千円	46,000 円
管理職手当	局長 給料月額×15% 課長 給料月額×12% 課長補佐 給料月額×9%	同	—	1,021 千円	51,100 円

(注) 暫定再任用職員を含んでいます。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

標準的な勤務時間

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

(注) 職場等により、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度(令和7年4月1日現在)

休暇の種類	休暇日数等
年次有給休暇	一の年度につき20日を付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)
病気休暇	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間を付与
結婚休暇	連続する7日以内(週休日を含む)
生理休暇	生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に対し、一の月に2日の範囲内で付与
出生サポート休暇	不妊治療を受けている職員に対し、一の年度において5日(体外受精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は10日)の範囲内で付与
妊娠障がい休暇	妊娠によるつわりにより、勤務が困難な職員に対し、14日の範囲内で付与
健診休暇	妊娠中の職員が母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる時間を付与
出産休暇(産前・産後)	妊娠した職員に産前産後日までの8週間、出産日の翌日から8週間を付与
育児時間	生後1年に達しない子を養育する職員に対し、1日につき2回(1回1時間以内)を付与
子育て支援休暇	子(義務教育終了前の子)の看護、学校行事等への参加のため、必要な職員に対し、一の年度において、小学生以下5日、中学生3日(2人以上の場合、最大10日)の範囲内で付与
特別休暇 出産補助休暇	配偶者の出産に際し、2日の範囲内で付与
特別休暇 育児参加休暇	配偶者の出産予定日の6週間前の日から子が1歳に達する日までの期間において、子(小学校就学の始期に達しない子)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合、5日の範囲内で付与
特別休暇 忌引	職員の親族が死亡した場合で、その続柄に応じ、1～10日の範囲内で付与
特別休暇 父母の追悼	1日の範囲内で付与
特別休暇 夏季休暇	6月～10月までの間において、5日の範囲内で付与
特別休暇 ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄、若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する職員に対し、検査・入院等に必要となる期間の休暇を付与
特別休暇 ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する職員に対し、一の年度において5日の範囲内で付与
特別休暇 リフレッシュ休暇	勤続10年、20年、30年に達した職員に対し、連続した3日の範囲内で付与
特別休暇 短期介護休暇	配偶者、父母、子等の介護が必要な職員に対し、一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内で付与
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、一の介護状態において3回を上限として、合計6か月の範囲内において必要と認められる2週間以上の期間の休暇を付与(休暇期間は無給)

(3) 育児休業(令和6年度)

(単位:人)

区分	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員(育児休業対象者)	
	うち育児休業取得者数	
男性	8	6
女性	2	2
計	10	8

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分者数(令和6年度)

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績の不良	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	10	0	10
適格性の欠如	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0

②懲戒処分者数(令和6年度)

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	0	0
非行行為	0	0	0	0	0

10 職員のサービスの状況

(1)職員の職務上の義務

(単位：人)

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利企業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0
管理監督責任	管理監督者は、服務規律の確保を図り、部下職員の行動を適切に指導、監督しなければならない	0

(注) 9 職員の分限及び懲戒処分の状況 ②懲戒処分者数の再掲です。

(2)営利企業等従事許可申請の状況(令和6年度)

(単位：件)

区 分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	8	8
計	8	8

11 職員の研修の状況（令和6年度）

（単位：人）

研 修 内 容 等	受講者数
福岡県市町村職員研修所での研修	105
北九州広域圏市町村との研修	12
市町村職員中央研修所での研修	3
新規採用職員研修(前期)	22
新規採用職員研修(後期)	24
人事評価研修(新任係長)	16
コンプライアンス研修	23
ハラスメント防止研修	34
世代間交流研修	19
2年目職員研修	16
認知症サポーター養成講座	36
人権・同和問題研修	34
接遇研修	47
メンター研修	8

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、地方公務員法の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を立て、実施しなければならないことが定められています。

ア 中間市職員厚生会

職員厚生会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的としており、会員の掛金及び市の助成金で運営しています。

主な事業として福利厚生事業、保健体育・教養文化事業、慶弔給付等を行っています。

項 目	内 容	
会 員 数	411人（令和7年4月1日現在）	
負 担 率	会員の掛金：給料月額5/1000	市の助成金：給料月額3.5/1000
負 担 額 (令和6年度決算)	会員の掛金：7,513,812円	市の助成金：5,227,618円
事 業	給付事業：結婚祝金、出産祝金、入学祝金、弔慰金、勤続祝金 など	
	保健事業：運動部助成、教養文化部助成、職員レクリエーション助成 など	

イ 職員の健康管理

職員の健康を確保するため、健康診断を実施しています。

令和6年度の状況

（単位：人）

区 分	実 施 日	受診者数
健康診断	令和6年11月18日 ～ 令和6年12月13日	496

ウ 共済制度

職員の共済制度は、福岡県市町村職員共済組合に加入し、共済組合が短期給付(医療)、長期給付(年金)、福祉事業(健康保持増進事業、貸付事業など)を行っています。

(2) 公務災害の発生状況（令和6年度）

職員が公務中又は通勤中に被災した場合は、その災害によって受けた傷病について治療費等が補償されます。

（単位：件）

区 分		災害件数
公務災害	職務遂行中の負傷	0
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0
	出張中の負傷	0
	レクリエーション参加中の負傷	1
	その他の行為中の負傷	0
通勤災害		0

(3) 公平委員会から業務状況の報告（令和6年度）

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。このため、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益のため保護を求めることができるようになっています。

（単位：件）

区 分	件数	内 容
勤務条件	0	—
不利益処分	0	—